

岩手県告示第 879 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 72 条第 2 項の規定により、江刺土地改良区（奥州市）及び猿ヶ石南部土地改良区（奥州市）の合併を認可した。

平成 19 年 12 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 合併により設立する土地改良区 江刺猿ヶ石土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 江刺土地改良区及び猿ヶ石南部土地改良区